

29 愛防第 87 号
平成 30 年 2 月 16 日

各関係機関・団体長 様

愛媛県病害虫防除所長

病害虫防除技術情報（第 3 号）の送付について

このことについて、つぎのとおりお知らせしますので、御参照の上、防除指導方よろしく
お願いいたします。

記

1 情報の内容 **キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の発生拡大防止に向けた春季対策の徹底**

2 発生の見通し

地域によっては 1 月～2 月上旬の低温による凍霜害や積雪で樹体損傷を受けていると
みられ、今後は樹液流動期に入り耐寒性が低下してくるため、強い寒波の襲来があった場
合には、さらに枝の凍結等に伴う樹体損傷が起これば発生の助長要因となる。

3 拡散防止対策

- (1) 今後は、枝幹や枝の切り口等から樹液の漏出等の症状の発生頻度が高くなるため、園
地の見回りにより初発を見逃さない。
- (2) 発生確認後は周辺樹への拡散防止のため、発病部の早期除去を徹底する。伐採基準は、
平成 27 年 12 月改訂の「キウイフルーツかいよう病 Psa3 型の防除方針」に基づき発病程
度に応じて適切に対応する。
- (3) 結果母枝の棚付けは確実に行い、園地の防風対策を強化するなどして、病原菌の侵入
口となる枝のすり傷の発生を防止する。
- (4) 管理器具は園地ごとに決められたものをエタノール等で消毒して使用する。
- (5) 発芽・展葉期の感染予防として IC ボルドー66D 50 倍等を発芽前に必ず散布する。

4 キウイフルーツかいよう病の遺伝子検定

発生の拡大防止には適切な遺伝子検定の実施が必要とされるため、産地全体での検定へ協
力を要請する。

※ 遺伝子検定は、県病害虫防除所（住所：松山市上難波甲311（農林水産研究所内）、電話：
089-993-2020）で実施しています。

問い合わせ先：県農産園芸課（電話：089-912-2555）又は県病害虫防除所。